## (仮称) ビワイチ推進条例 (案) (たたき台) 新旧対照表

地方創生・国スポ・障スポ大会対策特別委員会 資料1-1 令和3年(2021年)12月16日 議会事務局政策調査課

## 旧(11月19日特別委員会提出内容)たたき台

## 新たたき台(修正)

#### 【前回委員会における主な意見】

- (1)引き付けるという表現を惹きつけるにしてはどうか。
- ②2段落目に「サイクリングブランド」とあるが、ここは「観光資源であるビワイチ」とか「地域のブランドであるビワイチ」とかのほうがいい。
- ③パラリンピックに触れられているが、障害者についての記載がない。自 転車の場合は特に視覚障害者の方にはタンデム車もあるので、考えがあ ればお示しいただきたい。
- ④国スポ・障スポに触れてないので文言を入れたらいいと思う。
- ⑤最後の段落で私たちは県、市町、県民とあるが、国、県、市町、県民という形にしてはどうか。
- ⑥最後から3行目に「地域の誇りや愛着に根ざした」とあるが、愛着があって誇りがあると思うので、文言整理をお願いしたい。
- ⑦3段落目の主語が前段からの続きだが、改行されていて分かりにくいので、2行目の関心が高まる中での後に「ビワイチは」か「ビワイチの推進は」など入れた方がより分かりやすくなる。

私たちのふるさと滋賀県は、琵琶湖を始めとした雄大な自然環境のほか、 琵琶湖と共生してきた農林水産業、発酵食に代表される食文化、滋賀ならではの\_\_\_\_文化芸術、地場産品等の魅力的な観光資源が豊富に存在している。

こうした本県の魅力は、これまでからも国内外の多くの人々を<u>引き付けて</u>きたが、中でも、自転車を利用して琵琶湖を一周する周遊のほか、湖岸周辺

#### 【修正案】

- ①惹きつけるとし、ルビをふりました。
- ②「サイクリングブランドであるビワイチ」から「地域を代表する観光ブランドのひとつであるビワイチ」に修正しました。
- ③平成30年4月から県内の一般公道においてタンデム車の2人乗り走行が可能となり、視覚に障害のある人が同乗してビワイチを楽しむことができる環境が整ったことについて記載しました。
- 4国スポ・障スポの開催について記載しました。
- ⑤「県、市町、県民、」から「国、県、市町、県民、」に修正しました。
- ⑥「地域の誇りや愛着に根ざした活力ある地域づくり」から「地域の愛着と誇りに根ざした活力ある地域づくり」に修正しました。
- ⑦修正案では旧案の3段落目の表現を全体的に改め、主語のつながりが分かりやすくなるように改めました。また、その他必要な文言の整理をしました。

私たちのふるさと滋賀県は、琵琶湖を始めとした雄大な自然<del>環境</del>のほか、 琵琶湖と共生してきた農林水産業、発酵食に代表される食文化、滋賀ならで はの<u>歴史、</u>文化芸術、地場産品等の魅力的な観光資源が豊富に存在してい る。

こうした本県の魅力は、これまでからも国内外の多くの人々を<u>巻きつけて</u> きたが、中でも、自転車を利用して琵琶湖を一周する周遊のほか、湖岸周辺

から離れた県内内陸部各地の観光地等を周遊するといういわゆるビワイチ・プラスを合わせた、サイクリングブランド であるビワイチは、本県の旅行業、旅館業や飲食業だけでなく、商工業、農林水産業等の幅広い産業の発展に寄与するとともに、本県の歴史や文化に関する理解を深め、健康、環境、教育などの面からも多様な展開が期待されている。

特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、これまで以上にスポーツや身体を動かすことへの関心が高まる中で健康増進に向けた活用や、県民をはじめ全ての人々が改めて国民的資産である琵琶湖およびそこに息づく文化や暮らしなど、滋賀の奥深い魅力を再発見することにつながっていくものである。

ビワイチのうち琵琶湖を一周する経路が令和元年11月に国からナショナル サイクルルートの指定を受けたことを好機ととらえ、ビワイチを本県ならで はの地域のブランドとして最大限に活用して、今後更に国内外からサイクリ ストが本県に来訪する機会を増加させ、地域住民との交流を増やすことは、 観光振興のみならず、本県の地域活性化のために極めて重要である。

私たちは、 県、市町、県民、ビワイチ関係事業者およびビワイチ関係

### 新たたき台(修正)

から離れた<mark>県内 各地</mark>の観光地等を周遊するといういわゆるビワイチ・プラスを合わせた、<u>地域を代表する観光ブランドのひとつ</u>であるビワイチは、本県の旅行業、旅館業や飲食業だけでなく、商工業、農林水産業等の幅広い産業の発展に寄与するとともに、本県の歴史や文化に関する理解を深め、健康、環境、教育などの面からも多様な展開が期待されている。

本県においては、平成30年4月から県内の一般公道においてタンデム車の2人乗り走行が可能となり、視覚に障害のある人が同乗してビワイチを楽しむことができる環境が整うなど、ビワイチの楽しみ方は広がりを見せている。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は多くの人々に夢や感動をもたらし、本県でもホストタウンにおける選手団との交流等を通じて、観戦だけでなく体験することも身近に感じられるようになり、さらに、令和7年には本県で国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会が開催されるなど、これまで以上にスポーツや身体を動かすことへの関心の高まりが期待されている。

こうした中、令和元年11月にビワイチのうち琵琶湖を一周する経路が国からナショナルサイクルルートの指定を受けたことを好機ととらえ、ビワイチを本県を特徴づけるブランドとして最大限に活用して、今後更に国内外からサイクリストが本県に来訪する機会を増加させ、地域住民との交流の機会を増やすことは、観光振興のみならず、本県の地域活性化のために極めて重要である。

私たちは、国、県、市町、県民、ビワイチ関係事業者およびビワイチ関係

に連携して、本県の観光の振興を図り、地域の誇りや愛着に根ざした活力あ | る地域づくりを進めていくことができるよう、ビワイチを推進していくこと を決意し、ここにビワイチ推進条例を制定する。

(目的)

|第1条 この条例は、ビワイチの推進について、基本理念を定め、および県の|第1条 この条例は、ビワイチの推進について、基本理念を定め、および県の **責務等を明らかにするとともに、ビワイチの推進に関する施策(以下「ビワイ** チ推進施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、ビワイチ推進 施策を総合的かつ計画的に推進し、もって滋賀が誇る観光資源であるビワイ チの魅力を高め、本県の観光の振興および活力ある地域社会の実現に寄与す ることを目的とする。

(定義)

- |第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各|第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) ビワイチ 琵琶湖を一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景 勝地等を周遊することのうち、自転車を利用して行うものをいう。
  - (2) 自転車 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第2条第1項第 11 号の 2に規定する自転車をいう。
  - (3) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車および同項

## 新たたき台(修正)

|団体等の多様な主体が自主的にビワイチに取り組むとともに、これまで以上 |団体等の多様な主体が自主的にビワイチに取り組むとともに、これまで以上 に連携して、本県の観光の振興を図り、地域の愛着と誇りに根ざした活力あ る地域づくりを進めていくことができるよう、ビワイチを推進していくこと を決意し、ここにビワイチ推進条例を制定する。

(目的)

**責務等を明らかにするとともに、ビワイチの推進に関する施策(以下「ビワイ** チ推進施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、ビワイチ推進 施策を総合的かつ計画的に推進し、もって滋賀が誇る観光資源であるビワイ チの魅力を高め、本県の観光の振興および活力ある地域社会の実現に寄与す ることを目的とする。

(定義)

- 号に定めるところによる。
- (1) ビワイチ 琵琶湖を一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景 勝地等を周遊することのうち、自転車を利用して行うものをいう。
- (2) 自転車 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第2条第1項第 11 号の 2に規定する自転車をいう。
- (3) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車および同項

第10号に規定する原動機付自転車をいう。

(4) サイクリスト ビワイチその他の自転車を利用したレクリエーションを 行う者をいう。

### 【前回委員会における主な意見】

- ・定義の第2条(5)船舶運航事業には、観光目的のところや通常の路線でない ところは公共交通でないケースもあると思うので、「公共交通事業者」を「交 通事業者」にするか「公共交通事業者等」としたほうがいい。
- (5) ビワイチ関係事業者 旅行業、旅館業または飲食業を営む者、自転車の 貸付けを業とする者、サイクルツアーガイド(自転車を利用した旅行に関 する案内を行う者をいう。) および鉄道事業、船舶運行事業その他の公共交 通に関する事業を行う者(以下「公共交通事業者」という。) その他 ビワ イチに関する事業を営む者をいう。
- (6) ビワイチ推進関係団体 ビワイチの推進に関する活動を行う団体をい う。

## (基本理念)

- V
- (1)琵琶湖の周辺地域のみならず、県の全域で観光の振興および地域の活性 化が図られるものであること。
- (2) 県内のサイクリストはもとより、国内外から本県を訪れるサイクリスト

## 新たたき台(修正)

第10号に規定する原動機付自転車をいう。

(4) サイクリスト ビワイチその他の自転車を利用したレクリエーションを 行う者をいう。

### 【修正案】

- ビワイチを琵琶湖でショートカットする際に用いる観光目的の移動は「公共 交通」にあたらないことから「交通事業者」と整理しました。
- (5) ビワイチ関係事業者 旅行業、旅館業または飲食業を営む者、自転車の 貸付けを業とする者、サイクルツアーガイド(自転車を利用した旅行に関 する案内を行う者をいう。) および鉄道事業、船舶運行事業その他の公共交 通に関する事業を行う者(以下「公共交通事業者」という。) その他のビワ イチに関する事業を営む者をいう。
- (6) ビワイチ推進関係団体 ビワイチの推進に関する活動を行う団体をい う。

## (基本理念)

- |第3条 ビワイチの推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならな|第3条 ビワイチの推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならな 1
  - (1)琵琶湖の周辺地域のみならず、県の全域で観光の振興および地域の活性 化が図られるものであること。
  - (2) 県内のサイクリストはもとより、国内外から本県を訪れるサイクリスト

- 一人ひとりが安全で、安心して、快適にビワイチが楽しめる環境を整備す ること。
- (3) 地域の生活環境、自然環境および景観を維持しつつ、これらとの調和に 配慮すること。
- (4) 本県の自然、文化、歴史、食その他の地域の魅力を再発見し、その情報 を共有するとともに、その魅力を大切にしながら、創意工夫して活用する こと。
- (5) 県民の健康の増進および環境の保全に関する意識の向上に資するよう配 慮すること。
- (6) 国、県、市町、県民、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体 の適切な役割分担および連携が確保されること。
- (7) ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体それぞれの自主的かつ 主体的な取組が尊重されること。

## (県の青務)

- |第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっと|第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっと る。
- 2 県は、ビワイチ推進施策の策定および実施に当たっては、国、市町、ビワ 2 県は、ビワイチ推進施策の策定および実施に当たっては、国、市町、ビワ イチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体等との連携に努めるとともに、 県民、市町、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体等に対し必要

## 新たたき台(修正)

- 一人ひとりが安全で、安心して、快適にビワイチが楽しめる環境を整備す ること。
- (3) 地域の生活環境、自然環境および景観を維持しつつ、これらとの調和に 配慮すること。
- (4) 本県の自然、文化、歴史、食その他の地域の魅力を再発見し、その情報を 共有するとともに、その魅力を大切にしながら、創意工夫して活用するこ と。
- (5) 県民の健康の増進および環境の保全に関する意識の向上に資するよう配 慮すること。
- (6) 国、県、市町、県民、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体の 適切な役割分担および連携が確保されること。
- (7) ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体それぞれの自主的かつ 主体的な取組が尊重されること。

## (県の青務)

- り、ビワイチ推進施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとす )り、ビワイチ推進施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとす る。
  - イチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体等との連携に努めるとともに、 県民、市町、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体等に対し必要

旧(11月19日特別委員会提出内容)たたき台	新 たたき台 (修正)
な情報の提供、助言および支援を行うものとする。	な情報の提供、助言および支援を行うものとする。
(ビワイチ関係事業者の役割)	(ビワイチ関係事業者の役割)
第5条 ビワイチ関係事業者は、基本理念にのっとり、サイクリストに対し心	第5条 ビワイチ関係事業者は、基本理念にのっとり、サイクリストに対し心
のこもった誠実なサービスの提供に努めるものとする。	のこもった誠実なサービスの提供に努めるものとする。
2 ビワイチ関係事業者は、基本理念にのっとり、サイクリストが安全で安心	2 ビワイチ関係事業者は、基本理念にのっとり、サイクリストが安全で安心
して快適にビワイチができる環境の整備に資するよう、連携および協力を	して快適にビワイチができる環境の整備に資するよう、連携および協力を
図りながら事業活動を行うよう努めるものとする。	図りながら事業活動を行うよう努めるものとする。
3 ビワイチ関係事業者は、県および市町が実施するビワイチ推進施策に協力	3 ビワイチ関係事業者は、県および市町が実施するビワイチ推進施策に協力
するよう努めるものとする。	するよう努めるものとする。
(ビワイチ推進関係団体の役割)	(ビワイチ推進関係団体の役割)
第6条 ビワイチ推進関係団体は、基本理念にのっとり、ビワイチに関する情	第6条 ビワイチ推進関係団体は、基本理念にのっとり、ビワイチに関する情
報の発信その他のビワイチの推進に関する取組を行うよう努めるものとす	報の発信その他のビワイチの推進に関する取組を行うよう努めるものとす
る。	る。
2 ビワイチ推進関係団体は、県および市町が実施するビワイチ推進施策に協	2 ビワイチ推進関係団体は、県および市町が実施するビワイチ推進施策に協
力するよう努めるものとする。	力するよう努めるものとする。
(県民の役割)	(県民の役割)
第7条 県民は、基本理念にのっとり、ビワイチに対する理解と関心を深め、	第7条 県民は、基本理念にのっとり、ビワイチに対する理解と関心を深め、
県および市町が実施するビワイチ推進施策に協力するよう努めるものとす	- 県および市町が実施するビワイチ推進施策に協力するよう努めるものとす

旧(11月19日特別委員会提出内容)たたき台	新 たたき台 (修正)
る。	る。
(サイクリスト等の配慮) 【前回委員会における主な意見】 ・ごみを捨てたり沿線を汚したり、地域の環境に良くない行為をするサイクリストがいるので、安全な通行だけでいいのか。	(サイクリスト等の配慮) 【修正案】 ・安全な通行だけでなく、地域の生活環境、自然環境等との調和についても記載しました。
第8条 サイクリストは、ビワイチの経路の周辺に居住する者、歩行者および 	第8条 サイクリストは、ビワイチの経路の周辺に居住する者、歩行者および
自動車等が安全に通行することができるように 配	自動車等の安全な通行ならびに地域の生活環境、自然環境等との調和に配
慮するよう努めるものとする。	<u>慮</u> するよう努めるものとする。
2 ビワイチの経路を走行する自動車等の運転者は、サイクリストが安全に通	2 ビワイチの経路を走行する自動車等の運転者は、サイクリストが安全に通
行することができるように配慮するよう努めるものとする。	行することができるように配慮するよう努めるものとする。
(国・市町等との連携協力_)	(国 <u>、</u> 市町等との連携協力 <mark>等</mark> )
第9条 県は、ビワイチ推進施策の推進に当たっては、国、市町、ビワイチ関	第9条 県は、ビワイチ推進施策の推進に当たっては、国、市町、ビワイチ関
係事業者およびビワイチ推進関係団体等と連携協力するものとする。	係事業者およびビワイチ推進関係団体等と連携協力するものとする。
2 県は、市町がビワイチ推進施策を策定し、および実施するときは、必要な	2 県は、市町がビワイチ推進施策を策定し、および実施するときは、必要な
情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。	   情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。
(広域的な連携協力)	(広域的な連携協力)
第10条 県は、広域的なビワイチ推進施策を効果的に実施するため、近隣の	第10条 県は、広域的なビワイチ推進施策を効果的に実施するため、近隣の
府県、大規模な自転車道等が所在する他の地方公共団体および国内外の関	府県、大規模な自転車道等が所在する他の地方公共団体および国内外の関

旧(11月19日特別委員会提出内容)たたき台	新 たたき台 (修正)
係機関等と連携協力するものとする。	係機関等と連携協力するものとする。
(基本方針)	(基本方針)
第 11 条 県は、ビワイチ推進施策を推進するための基本	第 11 条 県は、ビワイチ推進施策を <mark>総合的かつ計画的に</mark> 推進するための基本
方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。	方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。
2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。	2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1) ビワイチの目指すべき姿	(1) ビワイチの目指すべき姿
(2) ビワイチ推進施策に関する基本的な事項	(2) ビワイチ推進施策に関する基本的な事項
(3) ビワイチ推進施策の内容	(3) ビワイチ推進施策の内容
(4)前3号に掲げるもののほか、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推	(4)前3号に掲げるもののほか、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推
進するために必要な事項	進するために必要な事項
3 県は、基本方針の策定に当たっては、あらかじめ、県民、市町、ビワイチ	3 県は、基本方針の策定に当たっては、あらかじめ、県民、市町、ビワイチ
関係事業者およびビワイチ推進関係団体等の意見を反映することができる	関係事業者およびビワイチ推進関係団体等の意見を反映することができる
よう、必要な措置を講じなければならない。	よう、必要な措置を講じなければならない。
4 県は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければなら	4 県は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければなら
ない。	たい。
5 前2項の規定は、基本方針の変更(軽微な変更を除く。)について準用す	5 前2項の規定は、基本方針の変更(軽微な変更を除く。)について準用す
る。	る。

## 新たたき台(修正)

(誘客の促進)

## 【前回委員会における主な意見】

- (1)第12条でサイクルツーリズムという言葉を使うのであれば、ビワイチを活 用したサイクルツーリズムの支援とかが入るかと思う。
- ②第12条にスポーツ行事の開催等とあるが、サイクルスポーツ行事とか、自 転車ということが分かった方がいい。
- ③琵琶湖の周辺地域の周遊だとイメージ的には琵琶湖の周辺からちょっと周 ってというようなイメージになので、琵琶湖を一周することを明確に書い たほうがいい。
- (4)内陸部は滋賀県以外の人間からすると分かりにくい。
- 来訪の促進を図るため、ビワイチを活用した旅行商品の開発の支援、スポー ツ行事の開催等の必要な施策を講ずるものとする。
- 周游 との連携が図られるよ う必要な措置を講ずるものとする。

(観光資源の活用)

|第13条 県は、自然、文化、歴史等に関する観光資源の活用による地域の特|第13条 県は、自然、文化、歴史等に関する観光資源の活用による地域の特 性を生かした魅力あるビワイチの推進を図るため、歴史的風土、優れた自然 の景勝地、良好な景観等に関する観光資源の保護、磨き上げおよび活用に必 要な施策を講ずるものとする。

(誘客の促進)

#### 【修正案】

- (1)ビワイチを活用したサイクルツーリズムの支援とは「自転車を利用した琵 琶湖を一周する旅行、観光の支援」のことと解釈され、「ビワイチの推進」 という概念に含まれると考えられることから、原案のとおりとしています。
- ②「スポーツ行事」から「自転車に関するスポーツ行事」に修正しました。
- ③「琵琶湖の周辺地域の周遊」から「琵琶湖を一周する周遊」に修正しました。
- ④内陸部の表現を削除し、③と併せて前文の表現と整合させています。
- |第 12 条 県は、国内外からのビワイチを目的としたサイクリストの本県への|第 12 条 県は、ビワイチを活用した旅行商品の開発の支援、<mark>自転車に関する</mark> スポーツ行事の開催その他の国内外からのビワイチを目的としたサイクリ ストの本県への来訪の促進を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、ビワイチの推進に当たっては、琵琶湖の周辺地域の周遊と内陸部の 2 県は、ビワイチの推進に当たっては、琵琶湖を一周する周遊のほか、湖岸 周辺から離れた県内各地の観光地等を周遊することとの連携が図られるよ う必要な措置を講ずるものとする。

(観光資源の活用)

性を生かした魅力あるビワイチの推進を図るため、歴史的風土、優れた自然 の景勝地、良好な景観等に関する観光資源の保護、磨き上げおよび活用に必 要な施策を講ずるものとする。

(魅力情報の発信)

を促進するため、国、市町、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等 と連携し、あらゆる機会を活用してビワイチの魅力に関する情報を広く国内 外に向けて継続的に発信するよう努めるものとする。

(人材の育成)

業者の商品開発等に資するため、ビワイチに関する事業に従事する者、ビワ イチ推進関係団体の従業員等の知識および能力の向上、地域の固有の文化、 歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

## 【前回委員会における主な意見】

第 15 条で規定されている人材は既に事業に従事されている社会人なので、 これから社会に出てくる人の関与として、商業科や総合学科の高校やそれ以 上の高等教育機関での人材育成や連携についてのニュアンスを入れてはど うか。

(追加)

## 新たたき台(修正)

(魅力情報の発信)

|第14条 | 県は、国内外からのサイクリストの本県への来訪、周遊および滞在|第14条 | 県は、国内外からのサイクリストの本県への来訪、周遊および滞在 を促進するため、国、市町、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等 と連携し、あらゆる機会を活用してビワイチの魅力に関する情報を広く国内 外に向けて継続的に発信するよう努めるものとする。

(人材の育成)

|第 15 条 県は、ビワイチの推進に寄与する人材の育成およびビワイチ関係事|第 15 条 県は、ビワイチの推進に寄与する人材の育成およびビワイチ関係事 業者の商品開発等に資するため、ビワイチに関する事業に従事する者、ビワ イチ推進関係団体の従業員等の知識および能力の向上、地域の固有の文化、 歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

## 【修正案】

- ・県は、大学等(大学、高等専門学校および高等学校)および青少年を支援す る団体等がビワイチの推進に寄与する取組を実施する場合に協力する旨記 載しました。
- 2 県は、大学等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大 学、高等専門学校および高等学校)および青少年を支援する団体等がビワイ チの推進に寄与する取組を実施する場合には、これに協力するよう努めるも のとする。

(道路環境の整備)

- ついて、その保全を適切に行うとともに、自転車通行空間の整備、案内看板 および路面表示(以下「案内看板等」という。)の設置その他必要な道路環 境の整備を計画的に行うものとする。
- たときは、これを速やかに公表しなければならない。
- 3 ビワイチの経路となっている道路のうち県が管理する道路以外の道路に 3 ビワイチの経路となっている道路のうち県が管理する道路以外の道路に ついて、県は、当該道路を管理する者に対し、自転車通行空間の整備、案内 看板等の設置その他必要な道路環境の整備を要請するものとする。

(拠点施設等の整備)

地の形成を図るため、関係者との連携による良質なサービスの提供の確保 ならびに拠点施設、宿泊施設その他のビワイチに関連する施設の整備等の 促進に必要な施策を講ずるものとする。

(安全な利用に関する取組)

## 【前回委員会における主な意見】

安全な利用に関する取組で、歩行者の概念を入れたほうがいい。

第 18 条 県は、ビワイチの経路の周辺に居住する者

## 新たたき台(修正)

(道路環境の整備)

- |第 16 条 県は、ビワイチの経路となっている道路のうち県が管理する道路に|第 16 条 県は、ビワイチの経路となっている道路のうち県が管理する道路に ついて、その保全を適切に行うとともに、自転車通行空間の整備、案内看板 および路面表示(以下「案内看板等」という。)の設置その他必要な道路環 境の整備を計画的に行うものとする。
- 2 県は、前項の自転車通行空間の整備および案内看板等の設置の基準を定め 2 県は、前項の自転車通行空間の整備および案内看板等の設置の基準を定め たときは、これを速やかに公表しなければならない。
  - ついて、県は、当該道路を管理する者に対し、自転車通行空間の整備、案内 看板等の設置その他必要な道路環境の整備を要請するものとする。

(拠点施設等の整備)

|第 17 条 県は、サイクリストの利便性の向上およびその周辺の魅力ある観光|第 17 条 県は、サイクリストの利便性の向上および<del>その周辺の</del>魅力ある観光 地の形成を図るため、関係者との連携による良質なサービスの提供の確保 ならびに拠点施設、宿泊施設その他のビワイチに関連する施設の整備等の 促進に必要な施策を講ずるものとする。

(安全な利用に関する取組)

## 【修正案】

- ・歩行者についての記載を入れました。
- およびサイクリ|第 18 条 県は、ビワイチの経路の周辺に居住する者、<del>歩行者</del>およびサイクリ

# 旧(11月19日特別委員会提出内容) たたき台 ストの安全を確保するため、自転車の安全な利用の啓発および指導その他 必要な措置を講ずるものとする。 (サイクリストの利便性の向上) |第 19 条 県は、サイクリストの利便性の向上を図るため、サイクリングに資|第 19 条 県は、サイクリストの利便性の向上を図るため、サイクリングに資 する地図の作成、アプリケーションソフトウェアの開発、公共交通事業者等 と連携した移動手段の確保、レンタル自転車(観光等のために貸付けの用に 供される自転車をいう。)に関する情報の提供等の必要な措置を講ずるもの とする。

# (ビワイチの日

## 【前回委員会における主な意見】

・ビワイチの日として象徴的な1日を規定するのはいいが、11月3日は文化の 日であり、市町や各種団体のイベントも多くあるので、ビワイチ推進週間み たいな形で入れるといい。

•	くビワイチについての関心と理解を深め	つるとともに、ビワ	イチへの意欲を
-	高め、愛着と誇りを育むため、ビワイチ	の日	<u>を定める</u> 。
2	ビワイチの日は、11月3日と		
-	ける。		
3	県は、ビワイチの日	_の趣旨にふさわし	い事業を実施す
Ž	るよう努めなければならない。		

## 新たたき台(修正)

ストの安全を確保するため、自転車の安全な利用の啓発および指導その他 必要な措置を講ずるものとする。

(サイクリストの利便性の向上)

する地図の作成。アプリケーションソフトウェアの開発、<del>公共</del>交通事業者等 と連携した移動手段の確保、レンタル自転車(観光等のために貸付けの用に 供される自転車をいう。)に関する情報の提供等の必要な措置を講ずるもの とする。

(ビワイチの日およびビワイチ週間)

## 【修正案】

- ビワイチの日のほかにビワイチ週間を設けることとしました。
- |第 20 条 県民、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体等の間に広|第 20 条 県民、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体等の間に広 くビワイチについての関心と理解を深めるとともに、ビワイチへの意欲を 高め、愛着と誇りを育むため、ビワイチの日およびビワイチ週間を設ける。
  - 2 ビワイチの日は11月3日とし、ビワイチ週間は11月3日から9日までと する。
  - 3 県は、ビワイチの日およびビワイチ週間の趣旨にふさわしい事業を実施す るよう努めなければならない。

旧(11月19日特別委員会提出内容)たたき台	新たたき台(修正)
(調査等)	(調査等)
第21条 県は、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、ビワ	第21条 県は、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、ビワ
イチの状況について調査を行い、その結果をビワイチ推進施策へ反映させる	イチの状況について調査を行い、その結果をビワイチ推進施策へ反映させる
ものとする。	ものとする。
(推進体制の整備)	(推進体制の整備)
第22条 県は、ビワイチ推進施策を <u>推進するための</u>	第22条 県は、ビワイチ推進施策を <mark>総合的かつ計画的に</mark> 推進するため、 <u>必要</u>
_ 体制を整備するものとする。	な体制の整備を図るものとする。
(財政上の措置)	(財政上の措置)
第23条 県は、ビワイチ推進施策を推進するため、必要な財政上の措置を講	第23条 県は、ビワイチ推進施策を推進するため、必要な財政上の措置を講
ずるよう努めるものとする。	ずるよう努めるものとする。
付 則	付 則
1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
2 滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成28年滋賀県	2 滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成28年滋賀県
条例第1号)の一部を次のように改正する。	条例第1号)の一部を次のように改正する。
目次中「第19条」を「第18条」に、「第20条」を「第19条」に改める。	目次中「第19条」を「第18条」に、「第20条」を「第19条」に改める。
第19条を削り、第4章中第20条を第19条とする。	第19条を削り、第4章中第20条を第19条とする。